○法務省告示第三百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十八日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表のアサヒセイレン中部株式会社の項中「愛知県幡豆郡吉良町大字岡山字背撫山四番地二十四」を「愛知県西尾市吉良町岡山背撫山四番地二十四」に改め、同表に次のように加える。

遠州工業株式会社	静岡県浜松市南区新橋町六百六十二番地の一	機械加工
協同ゴム工販株式会社	静岡県富士宮市内房字中一色四千九百三十四番地の二	ゴム製品製造
株式会社兵庫精密工業所	兵庫県神戸市兵庫区須佐野通二丁目一番二十号	機械加工

第二号ロの表の三山合成工業株式会社の項中「群馬県高崎市吉井町本郷百九十一番地の二」を「群馬県高崎市吉井町深沢二百二十五番地六」に改め、有限会社宮尾製作所の項中「有限会社宮尾製作所」を「株式会社宮尾製作所」に改め、株式会社セイユーの項中「静岡県浜松市西区大久保町千百七十一番地」を「静岡県浜松市西区馬郡町四千五百五十三番地」に改める。

○法務省告示第三百二十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十八日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表の日立建機株式会社の項中「溶接」を「溶接、塗装、超大型足回り組立て」に改める。

○外務省告示第二百二十六号

平成二十三年六月十六日にテグシガルパで、首都圏地滑り防止計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　首都圏地滑り防止計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億五千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加來至誠在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　マリオ・ミゲル・カナワティ・カナワティ外務大臣

平成二十三年六月二十八日　外務大臣　松本　剛明

○財務省告示第二百十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年六月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第六回	五千四百十九万円	五千四百十六万五千四百五十八円
合計		五千四百十九万円	五千四百十六万五千四百五十八円

○文化庁告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項により告示する。

平成二十三年六月二十八日

文化庁長官事務代理

文化庁次長　吉田　大輔

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
岐阜城跡	平成二十三年文部科学省告示第十一号	岐阜市（岐阜県）

○厚生労働省告示第二百三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分及び乳に残留するセファレキシンの量の限度、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するゾキサミドの量の限度、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するトリフルスルフロンメチルの量の限度並びにみかん、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するメチオカルブの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十三年六月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のインダノファンの項を次のように改める。

インダノファン	
米	0.05ppm
小麦	0.05ppm
大麦	0.05ppm
魚介類	0.04ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のエプリノメクチンの項の次に次のように加える。

エフロトマイシン	
豚の筋肉	0.03ppm
豚の脂肪	0.03ppm
豚の肝臓	0.03ppm
豚の腎臓	0.03ppm
豚の食用部分	0.03ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のセトキシジムの項の次に次のように加える。

セファレキシン	
牛の筋肉	0.06ppm
牛の脂肪	0.06ppm
牛の肝臓	0.06ppm
牛の腎臓	0.06ppm
牛の食用部分	0.06ppm
乳	0.01ppm